

令和8年度整備  
積載車（日高分署）仕様書

第1 総則

1 目的

この仕様書は、埼玉西部消防局（以下「当局」という。）車両整備計画に基づき購入する積載車（以下「車両」という。）の製作にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 摘要

- (1) 車両は、火災・各種災害及びこれらの災害における緊急出場に対処できるよう製作するもので、各構造・装置は堅牢で耐久性及び耐食性に優れたものでなければならない。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合又は変更の必要を認めたときは、受注者は直ちに当局に連絡し、その指示を受け誤りのないようにすること。  
なお、不明な点は当局へ確認し、充分熟知のうえ契約するものとし、契約後に生じた疑義は、全て当局の解釈に従うこと。

3 規格

- (1) 車両は、この仕様書に定めるもののほか、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準及びその他関係ある法令・通達に適合し、かつ緊急自動車として承認が得られること。
- (2) 車体は、常時登録された車両総重量の状態において、充分耐え得るものであること。
- (3) 車両及び艀装材料は、すべて新規製品とし日本産業規格にあった強度及び耐久性を有するものを使用していること。
- (4) 車両は、堅牢にして長期の使用に充分耐え得るものであり、強度を損なうことなく軽量化を図るとともに使用取扱上の安全性及び操作性、点検、修理等の維持管理を充分考慮したものとすること。

4 検査

- (1) 検査は、中間検査、完成検査、その他当局が必要と認める検査とする。
- (2) 検査を受けようとするときは、事前に検査日時、場所及び要領を記載した検査願書を提出し、当局の承認を受けること。
- (3) 検査にあたっては、営業担当者及び技術担当者が立ち会うこと。
- (4) 指示事項及び確認事項は立会人が記録し、受注者と当局が確認のうえ指示書を取り交わすこと。
- (5) 当局が必要と認めたときは、以下の内容について検査を行う。
  - ア 本仕様書、承認図等に基づく車両、艀装関係検査
  - イ 各種装置、機材の機能検査

ウ 無線局免許状

エ 無線局指定事項及び変更許可通知書

オ その他、必要に応じた検査

## 5 納入

- (1) 納入場所 埼玉西部消防局（配置先：飯能日高消防署日高分署）
- (2) 納入期限 令和9年3月8日
- (3) 納入に際しては、事前に車両各部の点検整備を施し、燃料満タンで納入すること。
- (4) 納入場所に際しては、当局へ納入後、配置先へ移送すること。

## 6 保証

保証期間は、車両メーカー保証期間に準ずること。

ただし、保証期間終了後においても材料の不良、設計、製作、組立の不適により故障並びに破損等の欠陥を認めたときは、すべて受注者が無償で修理、交換すること。

## 7 取扱説明

車両の取扱説明は、納入後、当局指定の場所において車両及び主要装備品等の操作に十分習熟するよう受注者が実施すること。

なお、取扱説明に係る費用は受注者の負担とし、日程については当局と調整を図ること。

## 8 製作中の問題処理

車両の製作にあたり生じた問題事項は、受注者が責任をもって解決すること。

## 9 付属品

付属品は、シャシ及び艤装のため必要な付属品のほか、別表によるものとする。

## 10 その他

- (1) 自動車登録番号は、当局が指定する番号とすること。
- (2) 納入までの経費については、すべて受注者が負担すること。  
ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険等及びリサイクル手数料金については、受注者がこれを立替払いし、発注者が納車後に支払うものとする。
- (3) 車両の更新に際し、廃車又は一時登録抹消及び変更登録する車両は、それに係る手続きについて受注者に委任し、手続きについて処分経過及び収支報告を行うとともに、これに係る領収書又は見積書を添付すること。  
なお、廃車又は一時登録抹消及び変更登録する車両に係る手続きについての経費は受注者が負担するものとし、契約金額に変更が生じる場合は別途協議すること。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、視認性及び安全性を高めるための措置をとること。詳細は当局担当者と別途協議すること。

## 第2 提出書類

### 1 製作承認

製作に先立ち、本仕様書に基づく次の書類を各3部提出し、当局の承認を得ること。車両の艤装等の製作は、当局の承認後に開始すること。

- (1) 製作工程表
- (2) 各種計算書
  - ア 車両艤装5面図
  - イ 電気配線図
  - ウ 諸元明細表（取付品及び付属品・メーカー名一覧表）
  - エ その他、当局が指示するもの

### 2 工程表

契約後、工程に変更が生じる場合、工程表を当局に再提出すること。

### 3 着手届

製作開始に先立ち、着手届を提出すること。

### 4 完成図書等

車両完成時に、次の書類を当局の指示する部数提出すること。

- (1) 車両取扱説明書
- (2) 車両等修理概要説明書（1部）
- (3) 自動車改造計算書
- (4) 自動車検査証の写し
- (5) 緊急自動車指定証の写し
- (6) 完成車構造図
- (7) 自動車賠償責任保険証の写し
- (8) 預託証明書（リサイクル券）の写し
- (9) その他、当局が指示するもの

## 第3 シャシ

### 1 使用シャシ

シャシは、契約年度に製造された国産自動車メーカー製シャシとし、次の要件を満たすものであること。

- (1) オートマチックトランスミッション
- (2) 総排気量3,000cc以下
- (3) 四輪駆動方式
- (4) 乗車定員 3名
- (5) 全長 4,700mm以下
- (6) 全幅 1,700mm以下

- (7) 全高 2, 000 mm以下 (赤色灯含めず。)
- (8) 最大積載量 1, 500 kg以下
- (9) ディーゼルエンジンで最新の排出ガス規制に適合していること。

## 2 標準取付品

本仕様書において指定したもの以外の装備品は、メーカーが公表した標準取付品を装備していること。

## 3 装備品及び取付品

シャシの装備品及び取付品は、別表に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) ステアリングはパワーステアリング装置付きとすること。
- (2) ブレーキはABS装置付きとすること。
- (3) エアコンディショナー付きとすること。
- (4) 運転席は、エアバッグ付きとすること。
- (5) バッテリーは、電装品及び照明等の使用時に充分耐えられる容量であること。
- (6) 二面鏡式ミラーとすること。
- (7) フロアマット、非常停止表示板を装備すること。
- (8) ドライブレコーダーを備えること。

また、取付けについては、道路運送車両の保安基準に基づき、運転席ルームミラー付近で運転者の視界を妨げない位置に取付け、電源の供給にシガーソケットは使用せず、配線はピラー内張りを通すこと。

- (9) 運転席と助手席にサンバイザーを取り付けること。
- (10) AM・FMラジオ及びデジタル時計付きとすること。
- (11) 前部席はサイドバイザー付きとすること。
- (12) キャブ内天井は無線アンテナ等の結線部を点検できる構造とすること。
- (13) タイヤは車両標準ホイール付きとすること。

また、スペアタイヤ (ホイール付き) を備えること。

- (14) スタッドレスタイヤ6本 (ホイール付) を備えること。

なお、納車時期によっては、スタッドレスタイヤでの納車を担当者と協議すること。

- (15) 防水性のシートカバーを取り付けること。
- (16) その他車両運行基準に規定するものを装備すること。

## 第4 車体艤装

### 1 艤装

- (1) 艤装は、総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作する

とともに、ボディ等貫通部分については雨水等が流入しない構造とすること。  
(2) 艀装の内外部に取付けるものについては、道路運送車両の保安基準第18条に適合するよう取付けること。

(3) 車両荷台部分のキャブ側にアルミ縞板製蓋付収納ボックスを備え容易に取り外しができる固定式とすること。

また、鍵での施錠ができるようにすること。(詳細別途協議)

(4) 夜間時も活動ができるように作業灯を1箇所以上設けること。(車両後部荷台及び付近の照射)

なお、スイッチはキャビン内に体裁よく設け、配線等は内張りの中を通すこと。

## 2 消防章

フロントグリル付近中央に体裁よく取付け、突起物規制に適合すること。

## 3 散光式赤色警光灯

(1) 散光式赤色警光灯は、標識灯付とし白色の標識灯カバーに当局指定の所属名を丸ゴシック体の黒文字で表示すること。

(2) ルーフ前方中央部に取付けること。

## 4 補助警告灯(赤色点滅灯)

車両前面2箇所に取付けること。なお、散光式赤色警光灯と連動式とすること。  
※取付けについては別途担当者と協議すること。

## 5 電子サイレンアンプ(マイク)

インストルメントパネル中央部に電子サイレンアンプを体裁よく埋め込み、アンプ用マイクは走行及び車両機器等操作に支障の無い位置に専用のフックを使用して取付けること。なお、配線等については、車室内張り内を通し露出しないよう処理すること。

## 第5 動態登録端末装置

動態登録端末装置は別紙の仕様書とし、本仕様書と重複するものについて除くことができるが、当局担当者と協議すること。

## 第6 塗装及び記入文字

### 1 車体塗装

(1) 完全防錆処理を施し、ボディ及びバンパー共に環境を考慮した揮発性有機溶剤及び鉛成分を含まない消防自動車色(朱色)ハイソリッドウレタン塗装により塗装を行うこと。ただし、当局が認めるものであれば、塗装の必要は無い

ものとする。

また、耐候性を有した塗装保護を施すこと。

- (2) 艀装に使用されるコーキング材及びシーリング材は原則ボディと同色とし、完成後同所が目立たない処理をすること。

## 2 記入文字

- (1) 車体側面左右のドア及び後部ドアに「埼玉西部消防局」と丸ゴシック体の白文字で左から右に読めるように記入すること。
- (2) キャビン左右ドアの下部には、当局指定のシンボルマークを取り付けること。
- (3) 左右の前部ドア下部に丸ゴシック体の白文字にて整理番号を記入すること。
- (4) 車両前部及び後部に、所属名称を記入すること。
- (5) 記入文字の記入方法、寸法及び位置等の詳細は別途担当者と協議すること。

## 第7 その他

本仕様書に記載されている仕様及び部品等で指定以外のものを使用する場合は、「同等品確認申請書」を公告に記載された期限までに提出し、発注者の承認を得ること。

## 第8 特記事項

本契約に関する支払い方法は、納入完了後一括払いとする。